

報告第 4 号

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について
上記の報告をする。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により指定された
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定に
より報告する。

記

番 号	相 手	概 要	賠 償 金 額
			専 決 処 分 日
1	新宿区西新宿 六丁目所在 法人	事故日：令和 6 年 6 月 18 日 場 所：杉並区高円寺北三丁目 ・ごみ収集作業中、清掃車両を後 退した際、塀に接触し、損傷を与 えた。 (環境部)	275,000 円
			令和 6 年 11 月 20 日
2	中野区中央 五丁目在住 個人	事故日：令和 6 年 10 月 22 日 場 所：杉並区高円寺南一丁目 ・信号のない交差点を清掃車両が 走行中、飛び出してきた相手方自 転車と接触し、損傷を与えた。 (環境部)	27,693 円
			令和 6 年 12 月 26 日

3	杉並区荻窪 三丁目在住 個人	事故日：令和6年9月24日 場 所：杉並区荻窪三丁目 ・職員が伐採した竹が、被害者宅に倒れ、雨樋を破損させた。 （子ども家庭部）	342,056円
			令和7年1月29日
4	港区港南 一丁目所在 法人	支 払 日：令和7年1月28日 支払期日：令和7年1月10日 ・令和6年12月分の公衆電話利用料金の支払い遅延により、損害を与えた。 （総務部）	4円
			令和7年3月6日
5	杉並区善福寺 二丁目在住 個人	事故日：令和5年10月16日 場 所：杉並区善福寺二丁目 ・区が管理する街路樹の根上がりにより、被害者宅のブロック塀に損傷を与えた。 （都市整備部）	930,959円
			令和7年3月24日
6	川口市芝新町 六丁目在住 個人	事故日：令和6年12月13日 場 所：杉並区堀ノ内二丁目 ・ごみ収集作業中、清掃車両を後退した際、相手方に接触し、右膝と右肩を負傷させた。 （環境部）	196,013円
			令和7年3月26日
7	杉並区井草 三丁目在住 個人	事故日：令和7年3月14日 場 所：杉並区井草三丁目 ・職員が、リサイクル活動中に被害者宅の門の表札に接触し、損傷を与えた。 （保健福祉部）	6,600円
			令和7年3月26日